



田布施町

財政再生プラン

=平成 21 年度対策=

第 1 章 緊急財政再生プラン（18～20年度）対策の継続

町では、高齢化の進展による社会保障関係費の増、過去に実施した景気対策のための公共事業等の影響による危機的な財政状況からの脱却を目指し、平成17年 10 月に緊急財政再生プランを策定しました。プランでは、平成18年度から20年度にかけて財政健全化を図ることを目標に、一般財源ベースで 3 億円の財源不足を解消することをプラン目標に掲げ、経常経費の削減、事務事業の全面的な見直し、投資的経費の年度間調整や歳入確保等による歳入歳出構造全般にわたる見直しを行った結果、3 年間で約 12 億円の財源確保を見込み、一定の成果を得ました。

しかしながら、国の地方分権や三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金等の削減、あるいは金融不安を契機とした世界的な景気の後退等により、依然として町財政を取り巻く諸情勢は厳しく、今回策定する「財政再生プラン」においても、緊急財政再生プランの基本方針を継続することとし、21 年度の予算編成においても財政健全化に全力を挙げて取り組みます。

第 2 章 町財政の現状と今後の見込み

(1) 歳入

歳入について、国の三位一体改革による税源移譲の開始に伴い、町民税が大幅な増額となったものの、地方交付税や臨時財政対策債等の削減により、一般財源全体では減額基調にあり、財源調整を図るために基金の取り崩しを余儀なくされました。また、世界的な景気後退局面による法人関係税の減収や国税原資の不足により、21 年度も地方交付税の減額等が懸念されています。

(2) 歳出

歳出については、18 年度から 20 年度に実施した緊急財政再生プランに基づき、経常経費の削減や事業の見直し、重点化を図り削減に努めた結果、一定の成果を得ました。しかし、災害復旧事業、あるいは後期高齢者医療制度への対応経費等、義務的経費が増額する要因もあり、歳出の抑制は困難な状況にあります。また、20 年度に施行された財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定の結果、実質公債費比率は県下でワースト 2 位の 20.0%、将来負担比率は県下でワースト 3 位となる 199.9%と厳しい財政状況を示しています。

学校、保育園、公民館等の公共施設における耐震化対策等、先送りの困難な事業もありますが、今後も徹底した事務事業の見直しと事業の重点化を図るなど、引き続き行財政改革を継続する必要があります。

(3) 基金

財源調整等の役割を果す下記の3基金は、財源補填等のため平成13年度から15年度までの3年間で約4億円も減少しました。また、その後も三位一体改革による地方交付税の減額等により財源不足は続きましたが、緊急財政再生プランの実施により、4億円台で推移してきました。しかしながら、今後も引き続き財源不足が見込まれることから、こうした基金残高の減少を最小限に抑えていく必要があります。

○財政調整基金等の残高推移〔平成20年12月現在〕

(単位:百万円)

種 類	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財 政 基 金	331	194	294	292	261	311	316
減 債 基 金	193	100	63	71	76	60	66
公共施設整備基金	261	251	181	131	101	102	122
計	785	545	538	494	438	473	504

第3章 平成21年度対策

平成21年度においては、緊急財政再生プランで実施した人件費の抑制、事務事業や補助金等の経費削減、投資的経費の年度間調整、歳入確保対策を継続的に実施するとともに、プランに計上されながら実施できなかった事項や新たな課題についても積極的に取り組む必要があります。21年度予算編成においても、収入においては町税や地方交付税の減額、一方支出においては老朽化した施設の耐震化や更新事業等による財源不足が見込まれます。これらを踏まえ、町財政健全化に向け21年度に取り組むべき財源確保の対策は次のとおりです。

○財政再生プランによる21年度対策の概要と緊急財政再生プランによる財源確保の状況

項 目	緊急財政再生プラン			財政再生プラン
	18年度・19年度 実績額	20年度見込額 (影響分含む)	18～20年度 見込合計額	21年度対策による 見込額
① 人件費の抑制	1億5,182万円	9,000万円	2億4,182万円	9,800万円
② 組織・機構の見直し	2,436万円	956万円	3,392万円	
③ 事務事業経費の削減	1億4,248万円	7,222万円	2億1,470万円	334万円
④ 補助金等の削減	1,634万円	666万円	2,300万円	300万円
⑤ 負担金等の削減	412万円	166万円	578万円	48万円
⑥ 投資的経費の削減	3億4,809万円	8,329万円	4億3,138万円	7,995万円
⑦ 前納報奨金の廃止	896万円	448万円	1,344万円	
⑧ 町営渡船共同運航による経費削減	767万円	314万円	1,081万円	
⑨ その他経費の節減	3,074万円	1,107万円	4,181万円	
⑩ 手数料・使用料の見直し	1,005万円	490万円	1,495万円	300万円
⑪ 都市計画税率の見直し	9,566万円	4,783万円	1億4,349万円	
⑫ 収納率の向上と滞納整理の促進	359万円	240万円	599万円	128万円
(プラン合計)	8億4,388万円	3億3,721万円	11億8,109万円	1億8,905万円
プラン未計上項目	4,793万円		4,793万円	
合 計	8億9,181万円	3億3,721万円	12億2,902万円	1億8,905万円

①人件費の抑制

9,800万円

(1) 町長等特別職の給与抑制

【見込額 600 万円】

町長については、平成 19 年度から実施している給料月額 15%カットを継続する予定です。なお、町長、副町長、教育長の期末手当支給額の抑制については、県、近隣市町の動向なども参考に抑制案を定め、特別職報酬等審議会に給料月額の削減と併せ諮問します。

(2) 職員給与の抑制

【見込額 9,200 万円】

第 5 次行政改革大綱で計画している職員数削減(平成 17 年度比較△22 人)を 1 年前倒して平成 21 年度に達成することなどにより人件費の削減に努めています。

なお、一般職員の給与水準については、平成 18 年度から給与抑制措置を継続し、当初目標とした 5% 引き下げが達成できたことから、21 年度の給与抑制措置は、管理職手当の 10%削減等となりますが、今後の対応については、激変する社会経済情勢やこれに伴う町財政への影響、また県、近隣市町の動向等を踏まえ検討していきます。

②組織・機構の見直し

(1) 簡素で効率的な組織の実現

平成 18 年度以降、建設課と下水道課の統合、収納対策室、工事監理室の設置等、職員数削減と行政需要の変化に柔軟に対応しながら組織・機構の見直しを行ってきましたが、21 年度においても、総務課工事監理室の建設課への移管、美しいまちづくり推進室の体制見直しなどを予定しています。

(2) 指定管理者制度の継続

平成 18 年度から地域交流館、のんびらんど・うましまなど 6 施設について指定管理者制度を導入しましたが、21 年度から 23 年度までの 3 年間、各施設の指定管理を継続します。

(3) 公共施設の今後の運営方針

① 全ての公民館において、平成 21 年度から館長を嘱託、主事を臨時職員として運営する、現在の東田布施公民館方式に移行する予定です。

② 図書館は設置目的から指定管理者制度がなじまないため、平成 21 年度から正規職員数を削減し、嘱託、臨時職員等の増で対応する予定です。

③ 現在、国はコスト比較から現業職場への職員採用を停止するよう指導しています。こうしたことから今後の現業職員の減少や給食センターの運営面を考慮し、平成 23~24 年度を目途とした民間委託を検討し、関係機関、保護者等との協議を進めます。しかしながら、食に関する偽装事件が相次ぐ中、食の安全性の確保についての検討も十分行うこととしています。

③事務事業経費の削減

334 万円

平成 20 年度(19 年度分)事務事業評価の結果を踏まえ、「行政関与の必要性」「見直しの必要性」「事業費削減の余地」等の評価に基づき、その有効性、効率性、優先性を検証しながら、事業費の削減に取り組みます。なお、田布施・平生水道企業団での下水道使用料と上水道料金との一括徴収による事務見直しにより、334 万円の削減が見込まれます。

また、町及び町教育委員会では、事務事業評価結果の公表を 21 年度も継続します。

④補助金等の削減

300 万円

補助金等については、これまでも事務事業評価により、事業の見直しと補助金の削減に努めてきましたが、平成 21 年度から補助金等適正化条例に基づき、より一層の公正の確保及び適正化を図ります。

⑤負担金等の削減

48万円

一部事務組合等への義務的性格の負担金や合併による市町村数の減少に伴う県レベルの団体への負担金増もありますが、事務事業評価により引き続き負担金等の削減に努めます。

⑥投資的経費〔一般財源〕の削減

7,995万円

(1) 事業調整

財政再生を進める上で投資的経費の削減は必要不可欠な課題です。緊急財政再生プラン策定時に平成18年度～22年度までの事業について、「政策重要度」「必要性」「緊急性」「効率性」「熟度」に関する行政評価の結果等に基づき、急を要しない事業の先送り、事業費の削減等を行いました。21年度は東田布施小学校改築事業等の大型事業はありませんが、新たに学校校舎耐震診断等、子どもたちの安全を守る事業等に取り組むこととしており、これまで同様、補助金等の特定財源の確保に努め、20年度事業費よりも一般財源が削減できるよう努めました。

(2) 21年度の投資的事業(見込み)

平成21年度は、現時点で39事業、総額2億6,837万9千円となっています。(単位:千円)

区 分	件数	総事業費	(特定財源)	(一般財源)
・平成20年度事業 A	48	686,831	(479,710)	(207,121)
・平成21年度事業 B	39	268,379	(141,216)	(127,163)
▲削減効果(B-A) C	△9	△418,452	(△338,494)	(△79,958)

⑨その他経費の節減

光熱水費、消耗品費(用紙等)、コピー代、通信運搬費の節減について、これまで同様に削減への取り組みを継続するとともに、更なる節減について全庁的に取り組みます。

⑩手数料・使用料の見直し

300万円

- (1) 下水道使用料の見直しに向けて平生町と協議中であり、平成21年度中の改定を目指します。
- (2) ゴミ減量化を実現するためにも、ゴミ指定袋料金(手数料)の改定について、熊南総合事務組合での検討を引き続き要請します。
- (3) 広報・ホームページへの有料広告の定着を図るとともに、新たな有料広告制度についても検討します。

⑫収納率の向上と滞納整理の促進

128万円

- (1) 町税及び税外収入(保育料、住宅使用料、下水道使用料等)の滞納、未納者については、電話催促、臨戸徴収、夜間納税[相談]窓口の定期開設など、きめ細かな対策を講じ、徴収率の向上に努め、歳入の確保を図ります。
- (2) 悪質滞納・未納者に対しては、公平負担と財源確保の観点から、滞納処分や訴訟等による法的措置を実施します。
- (3) 平成20年度に引き続き21年度も県税務課職員の町税務課への派遣を要望し、収納体制の強化と収納ノウハウの構築を図ります。
- (4) 債権管理条例の検討

町が有する全ての債権を一元的に管理し、債権処理対策の適正化を図るため、債権管理条例の制定に向けて検討します。

○その他

(1) 入札・契約制度への改革

平成 21 年度から町が発注する建設工事に条件付一般競争入札を試行します。また、工事の品質を確保するため総合評価方式も試行します。

第4章 今後の町財政運営について

(1) 中期財政計画による財政見込み(普通会計)

(単位:百万円)

年 度		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
入	町税 (注 1)	1,839	1,763	1,763	1,763	1,763
	地方交付税 (注 2)	1,596	1,533	1,533	1,533	1,533
	国・県支出金 (注 3)	691	567	558	588	755
	町債 (注 4)	554	266	423	284	496
	その他 (注 5)	514	496	496	496	496
	<計>	5,194	4,625	4,773	4,664	5,043
出	人件費 (注 6)	1,134	1,067	1,056	1,054	1,016
	扶助費 (注 7)	680	682	682	682	682
	公債費 (注 8)	815	787	804	807	805
	物件費 (注 9)	440	415	454	427	426
	補助費等 (注 10)	839	843	832	827	812
	繰出金 (注 11)	613	603	613	617	622
	投資的経費 (注 12)	687	268	470	308	665
	その他 (注 13)	48	53	54	56	56
	<計>	5,256	4,718	4,965	4,778	5,084
<収支>		△ 62	△ 93	△ 192	△ 114	△ 41

* (平成 20 年 12 月時点での財政状況により見直し中の中期財政計画です。)

注1＝経済情勢等により今後の税収見込みが不透明であるため、前年度の計画額としました。

注2＝20 年度の決算見込みに国の地方財政収支仮試算の結果を勘案し、減額としました。

注3・注4＝20 年度で東田布施小学校改築事業の本体工事が完了すること等により減額としました。

注5＝分担金の減や、土地売却収入を見込計上していないため、減額となったものです。

注6＝人件費のうち、職員人件費は職員数の削減により計画どおり削減を続けています。

20 年度より職員数 7 人減を見込んでおり、減額としました。

注7・注8・注9＝大きな増減要素がないため、前年度の計画額としました。

注10＝一部事務組合に係る退職手当負担の増を見込み、増額としました。

注11＝大きな増減要素がないため、前回の計画額から後期高齢者医療に係る経費を修正した額としました。

注12＝21 年度については、大型事業である東田布施小学校校舎改築事業の本体工事が 20 年度で終了するため大幅に減額しました。しかし、子どもたちの安全確保の面から「田布施町学校施設耐震化推進計画」に基づく校舎等の耐震診断や改修・改築工事経費を反映することとしています。

注13＝大きな増減要素がないため、前年度の計画額としました。

(2) 中期財政計画における財源不足を補うため、今後必要となる追加措置

中期財政計画において財政再生プラン実施後も見込まれる財源不足については、財源不足を補うための追加措置として下表のような財産処分や基金取崩し等を行い、年度毎の収支のバランスをとることとなります。

(単位:百万円)

年 度		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
内 訳	財産処分	5	24	10	10	10
	基金取崩し	50	50	80	50	31
	基金流用					
	繰出金等の削減					
	その他追加措置	7	19	102	54	
<追加措置の合計>		62	93	192	114	41

○田布施町役場

- ・総務課 TEL 0820-52-5802
- ・企画財政課 TEL 0820-52-5803